

戦略的環境アセスメントについて

1. 戦略的環境アセスメントとは

戦略的環境アセスメント（SEA）とは、個別の事業実施に先立つ「戦略的（Strategic）な意思決定段階」、すなわち、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とする環境アセスメントである。

2. 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン策定の経緯・背景

平成 18 年 4 月に閣議決定された第 3 次環境基本計画において、「わが国における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成」を図ることが盛り込まれた。

これに基づき、平成 18 年 8 月から有識者からなる戦略的環境アセスメント総合研究会において、共通的なガイドラインの検討を行い、平成 19 年 3 月に同研究会報告書を取りまとめた。

この報告書を受けて、環境省では平成 19 年 4 月に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階）」を取りまとめ、関係省に対して取組を進めていただくよう通知した。

なお、国土交通省では平成 20 年 4 月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられた。このガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととしており、いわゆる戦略的環境アセスメントを含むものとなっている。

3. 戦略的環境アセスメント導入ガイドラインの目的

事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るため、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについての SEA の共通的な手続、評価方法等を示すものであり、これにより SEA の実施を促すことを目的としている。

4. 戦略的環境アセスメント導入ガイドラインの対象

環境影響評価法の第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものを想定している。

また、実際に SEA の導入を検討するに当たっては、対象計画や事業の特性、事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ、検討するものとしている。